

三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日
施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、三鷹市内全域を対象に、家屋の浸水被害の防止又は軽減を図るための、止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）を行う者に対する助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 市内に存する住宅で、個人が 1 年以上居住する建築物をいう。ただし、仮設建築物にかかわるものを除く。
- (2) 止水板 建物の浸水のおそれがある地下出入口等に設置するもので、次の機能を有するものをいう。
 - ア 浸水に耐える素材のもの
 - イ 取り外し又は移動が可能な構造のもの
- (3) 関連工事 止水板設置に伴い、止水効果を高めるために行う工事で、次のものをいう。
 - ア 内外壁の止水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ その他市長が必要と認める工事

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、市内に 1 年以上居住している者で、市内において止水板設置工事を行うものとする。ただし、住民税を滞納している者を除く。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内において止水板設置工事に要した費用の 2 分の 1 とし、一つの建物について 50 万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、止水板設置工事の関係書類を添付し、工事着手の一月前までに止水板設置工事助成金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、代理人が申請者に代わって提出をするときは、委任状を添付する。
- 3 申請者と土地及び建物所有者が異なる場合は、承諾書（様式第 2 号）を添付する。

(助成対象工事の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書及び止水板設置工事の関係書類を審査の上、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い

止水板設置工事助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、不相当と認めるときは理由を付して止水板設置工事助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（決定事項等の変更申請）

第7条 申請者は、助成金の交付決定後において、申請書の内容に変更が生じた場合は、止水板設置工事の変更の関係書類を添付し、止水板設置工事助成金交付変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（決定事項等の変更の承諾）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、変更申請書及び止水板設置工事の変更の関係書類を審査の上、相当と認めるときは助成金の変更交付決定を行い止水板設置工事助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により、不相当と認めるときは理由を付して止水板設置工事助成金変更不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（現地事前確認）

第9条 市長は、第6条及び前条の規定により審査を行う際、必要に応じて止水板設置工事の現場を確認することができる。

（工事完了の報告）

第10条 申請者は、止水板設置工事が完了したときは、止水板設置工事の完了の関係書類を添付し、止水板設置工事完了届出書（様式第8号。以下「完了届」という。）を速やかに市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、完了届の提出を受けたときは、工事完了の確認を行い、相当と認めるときは、申請者に助成金の請求書を提出させ、助成金を交付する。

（助成金の交付条件）

第12条 助成金の交付は、一つの建物につき1回の助成を限度とする。

（助成金交付の決定の取消し）

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく、止水板設置工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと市長が認めるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、止水板設置工事助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知する。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、当該交付決定者に対し期限を定めて書面により、当該助成金の返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、市長が指定する期限内に、当該助成金を市長に返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月7日施行)

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

（あて先）三鷹市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

止水板設置工事助成金交付申請書

止水板設置工事助成金の交付を受けたいので、三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

工事場所	三鷹市 丁目 番 号		
建物所有者	住所		
	氏名		
土地所有者	住所		
	氏名		
止水板の構造	金属・シート・その他（ ）	製品名	
形状寸法			
止水板設置 工事予定金額	円（税込）		
施工業者	業者名	工事 予定 年月日	着工
	住所		年 月 日
	電話		しゅん功
	担当者		年 月 日

関係書類

- 1 工事計画書（平面図、立面図、設置図、構造図等）
- 2 工事見積書
- 3 登記事項証明書（土地と建物両方必要です。）
- 4 承諾書（土地及び建物の所有者が異なる場合）
- 5 住民票
- 6 住民税納税証明書

水再生課受付

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

承 諾 書

三鷹市長 様

土地・建物所有者

住 所

氏 名

下記に表示する土地・建物に止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を施工することを承諾します。

記

土地・建物所有地（地名・地番） 三鷹市 丁目 番

第 号
年 月 日

様

三 鷹 市 長

止水板設置工事助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった止水板設置工事助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 受付番号 ー 番

2 工事場所 三鷹市 丁目 番 号

3 交付決定額 _____ 円

4 交付条件

- (1) 三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱を遵守すること。
- (2) 上記要綱に違反したときは、この決定を取り消すことがある。また、助成金交付後に取り消しを決定した場合は交付した助成金を返還すること。
- (3) 当該助成制度に基づき設置した止水板等の不具合により、浸水被害等の問題が発生した場合は、当該助成金申請者と止水板設置工事を請け負った者との間でその解決を図ること。
- (4) 設置後の止水板については、申請者が着脱すること。また、適切に維持管理すること。

5 その他

- (1) 工事内容又は工事金額が変更した場合は、変更の手続きをすること。
- (2) 工事金額に変更が生じた場合は、上記交付決定額を変更する場合がある。

第 号
年 月 日

様

三 鷹 市 長

止水板設置工事助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった止水板設置工事助成金について、下記の理由のため、助成金の不交付を通知します。

記

- 1 工事場所 三鷹市 丁目 番 号
- 2 不交付理由

--

年 月 日

（あて先）三鷹市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

止水板設置工事助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた三鷹市止水板設置工事助成金に係る止水板設置工事について下記のとおり 変更・中止 したいので、三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱第7条の規定により関係書類を添付し申請します。

記

1 受付番号 ー 番

2 変更・中止 理由

--	--

3 金額の増減

当初申請金額	_____ 円（税込）
変更申請金額	_____ 円（税込）
増減	_____ 円（税込）

4 関係書類

- 変更後の工事計画書（平面図、立面図、設置図、構造図等）
- 変更後の工事見積書

水再生課受付

--

第 号
年 月 日

様

三 鷹 市 長

止水板設置工事助成金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した止水板設置工事助成金について、三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 当初交付決定額 _____ 円

2 変更交付決定額 _____ 円

3 増減額 _____ 円

様

三 鷹 市 長

止水板設置工事助成金変更不交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した止水板設置工事助成金について、下記の理由のため三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱第8条の規定により、助成金交付決定の取消しを通知します。

記

- 1 受付番号 ー 番
- 2 取消理由

--

（あて先）三鷹市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

止水板設置工事完了届出書

止水板設置工事助成金の交付に係る工事が完了したので、三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

工事場所	三鷹市 丁目 番 号		
交付決定年月日	年 月 日	受付番号	—
変更交付決定 年月日※1	年 月 日		
止水板の構造	金属・シート・その他（ ）	製品名	
形状寸法			
止水板設置 工事金額※2	円（税込）		
施工業者	業者名	工事年月日	着工
	住所		年 月 日
	電話		しゅん功
	担当者		年 月 日

関係書類

- (1) しゅん功図（平面図、立面図、設置図、構造図等）
- (2) 工事着工前と完了後の写真
- (3) 止水板設置工事関係の領収書の写し

※1 変更申請をした場合のみ記入

※2 変更申請をした場合は、変更後の金額を記入すること

水再生課受付

第 号
年 月 日

様

三 鷹 市 長

止水板設置工事助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した止水板設置工事助成金について、下記の理由のため三鷹市止水板設置工事助成金交付要綱第13条の規定により、助成金交付決定を取消します。

記

1 受付番号 ー 番

2 取消理由

--